

10月1日
から

年金生活者支援給付金制度が始まります！

☎ 宇和島年金事務所 ☎ 22 - 5440
町民生活課 保険年金係 内線 2115・2116

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには、請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

【対象者】

■老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ☑ 65歳以上である。
- ☑ 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている。
- ☑ 年金収入額とその他所得額の合計が約 88 万円以下である。

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります。

- ☑ 前年の所得額が約 462 万円以下である。



【請求手続き方法】

■平成 31 年 4 月 1 日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が、9 月上旬から順次届いています。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し、提出してください。

■平成 31 年 4 月 2 日以降に年金を受給しはじめた方

年金の請求手続きとあわせて、年金事務所または町民生活課で請求手続きをしてください。

**日本年金機構や厚生労働省を
装った不審な電話や案内にご
注意ください！**

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることは一切ありません。



よくある質問Q&A

Q1. 給付金は1回だけの支給ですか？

A. 支給要件を満たしている限り、継続して受け取ることができます。

Q2. 毎年手続きが必要ですか？

A. 引き続き支給要件を満たしている場合、翌年以降の手続きは原則不要です。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』

☎ 0570 - 05 - 4092 (ナビダイヤル)